



特集

eLTAX

今回は、eLTAX（エルタックス）の概要や国税連携等におけるLGWAN利用などについて説明します。

1 eLTAXとは

eLTAX（エルタックス）^{※1}とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、ネットワークを利用して電子的に行うシステムで、全地方公共団体を会員とする社団法人地方税電子化協議会が運営しています。

これまで地方税の申告、申請、納税など（以下「電子申告サービス」という。）の手続きは、それぞれの地方公共団体が個別に行っていましたが、地方公共団体が共同でeLTAXを運営することにより、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きできるようになりました。

eLTAXの電子申告サービスは平成17年1月から開始され、平成22年4月1日現在のサービスの内訳及び地方公共団体における導入率は、次のとおりです。

・法人都道府県民税、事業税	100%
・個人住民税（給与支払報告書）	45%
・法人市民税	44%
・固定資産税（償却資産）	45%
・事業所税	64%
・法人設立届出等の電子的提出	42%
・電子納税	1%

また、eLTAXは前述の電子申告サービスに加え、平成21年1月から公的年金からの個人住民税の特別徴収に係るデータ送受信（以下「公的年金からの特別徴収制度」という。）が開始され、平成23年1月

から国税庁から所得税の確定申告データ送信（以下「国税連携」という。）が開始されます。これらの背景により、平成22年4月1日には全地方公共団体がeLTAXに接続し、電子申告サービスの対応団体も増加しているところです。

2 eLTAXの主な効果

eLTAXの主な効果として、特筆できるのが次の3点になります。

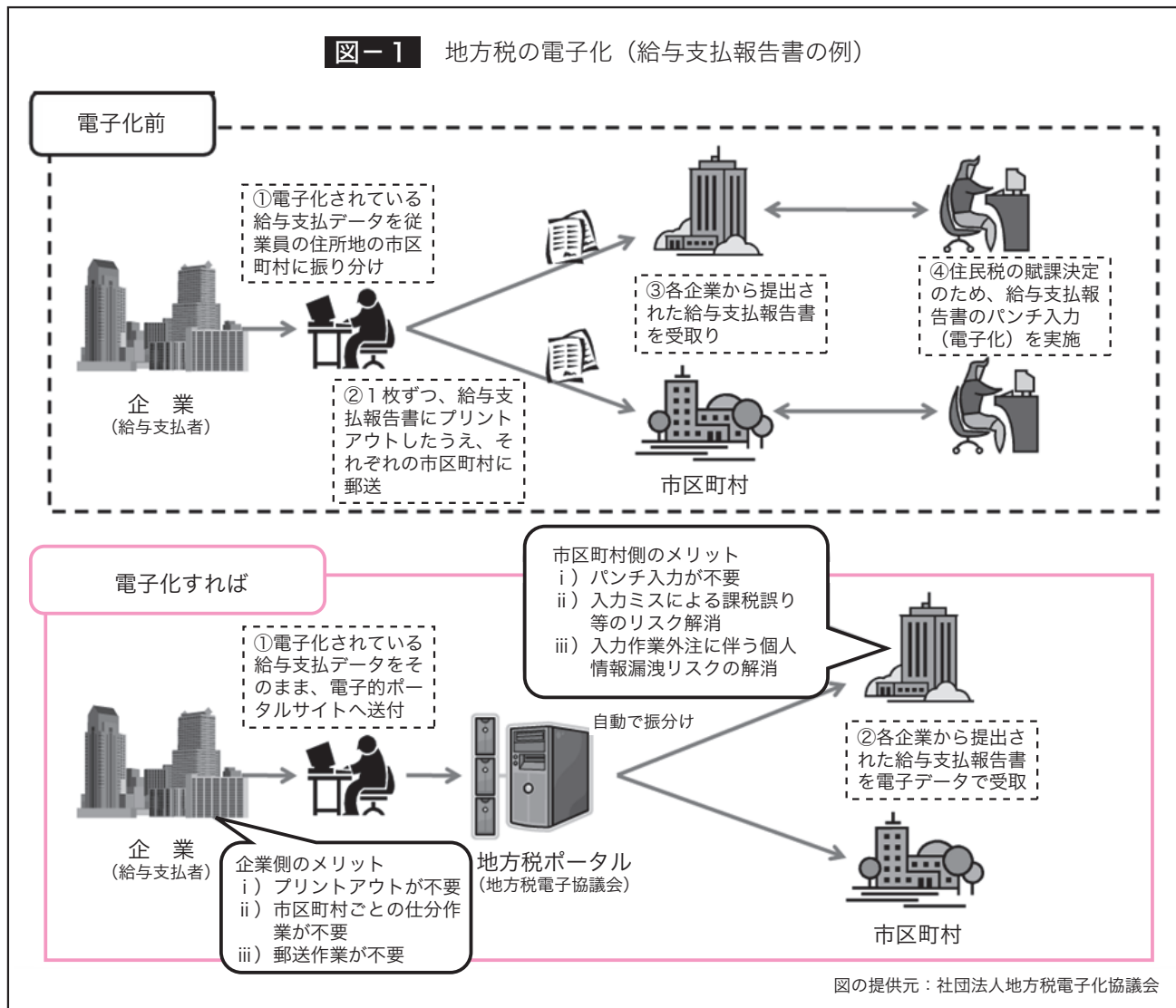
（1）電子申告サービスによる効果

電子申告サービスによる効果として特筆できるのが、給与支払報告書の電子化になります。給与支払報告書は、市区町村税務上、最多の課税資料で住民税担当部署の1～3月期の業務のうち、給与支払報告書に係る窓口受付・データ入力支援・エラーチェック等の事務作業が最も大きなウエイトを占めていて、給与支払報告書の電子化のニーズは住民税担当部署のみならず給与支払者である企業等からも挙がっていました。これまで企業等は給与支払報告書を従業員の住所地市区町村ごとに振り分けて郵送していましたが、給与支払報告書の電子化により、給与支払データをオンラインで従業員の在住する市区町村すべてに提出することが可能となり、事務負担とコストの軽減につながるものと期待されています。

また、市区町村側の事務負担とコストについても、従来人口25万人規模の市でデータ入力費用や人件費等で1,000万円以上という試算の例もあり、これが

※1 <http://www.eltax.jp/>

図-1 地方税の電子化（給与支払報告書の例）



大幅に削減されることになります。さらにパンチ入力作業が不要となることによりパンチ入力ミス等のリスクが極小化することになります（図-1）。

（2）公的年金からの特別徴収制度による効果

公的年金からの特別徴収制度による効果として、特筆できるのは次の2点になります。

ア 年金支払報告書の電子化

この効果は給与支払報告書の電子化と同様の考え方で、これまで日本年金機構等の年金保険者から年金支払報告書を年金受給者の住所地市区町村ごとに振り分けて郵送していましたが、年金支払報告書の電子化により、年金支払データをオンラインで年金受給者の在住する市区町村に提出することが可能

となり、事務負担とコストの軽減につながるものといわれています。

イ 公的年金からの個人住民税の特別徴収

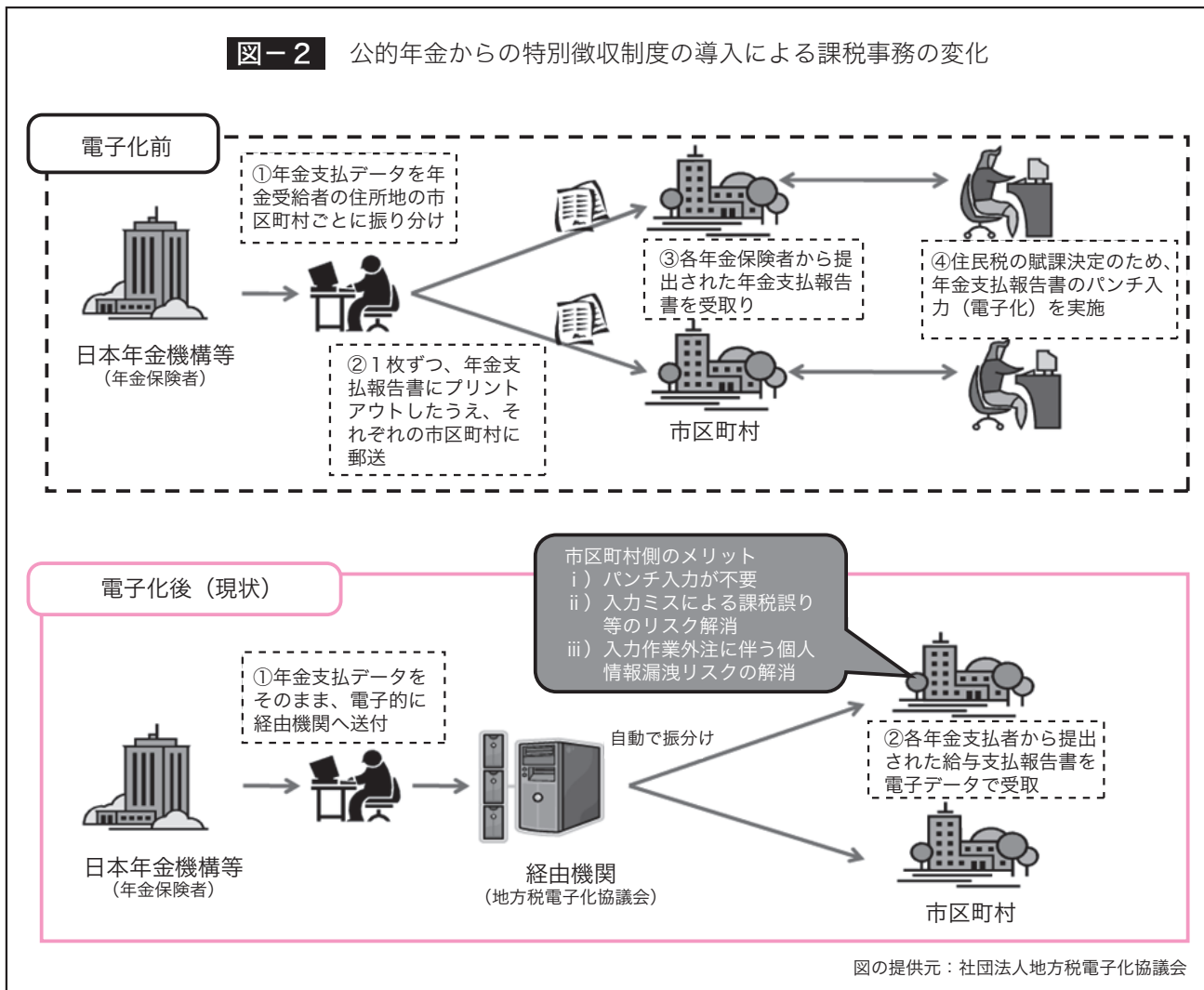
公的年金から個人住民税を特別徴収することにより、年金受給者側では納税に係る利便性が向上し、市区町村側では個人住民税の徴収率の向上に寄与しています（図-2）。

（3）国税連携による効果

平成23年1月から開始される国税連携において期待される効果も事務負担とコストの軽減が挙げられます。e-Taxの所得税確定申告データ及び紙ベースの確定申告書（KSKデータ）を電子的手段により、国税庁から地方公共団体へ送信され、地方公共団体



図-2 公的年金からの特別徴収制度の導入による課税事務の変化



の基幹システムに円滑に取り込まれることにより、これまで地方公共団体が確定申告時期に増員体制で実施していたパンチ入力作業や税務署等への閲覧・確認作業が大幅に減少され、事務負担とコストの軽減につながるものと大きな期待が寄せられています。

3 eLTAXにおけるLGWAN利用について

eLTAXで取り扱うデータは機密性の高い情報であるため、安全性の確保の観点から専用回線により高度なセキュリティの維持を必要としています。

(1) 現行のeLTAXネットワークはIP-VPNとLGWAN等の併用

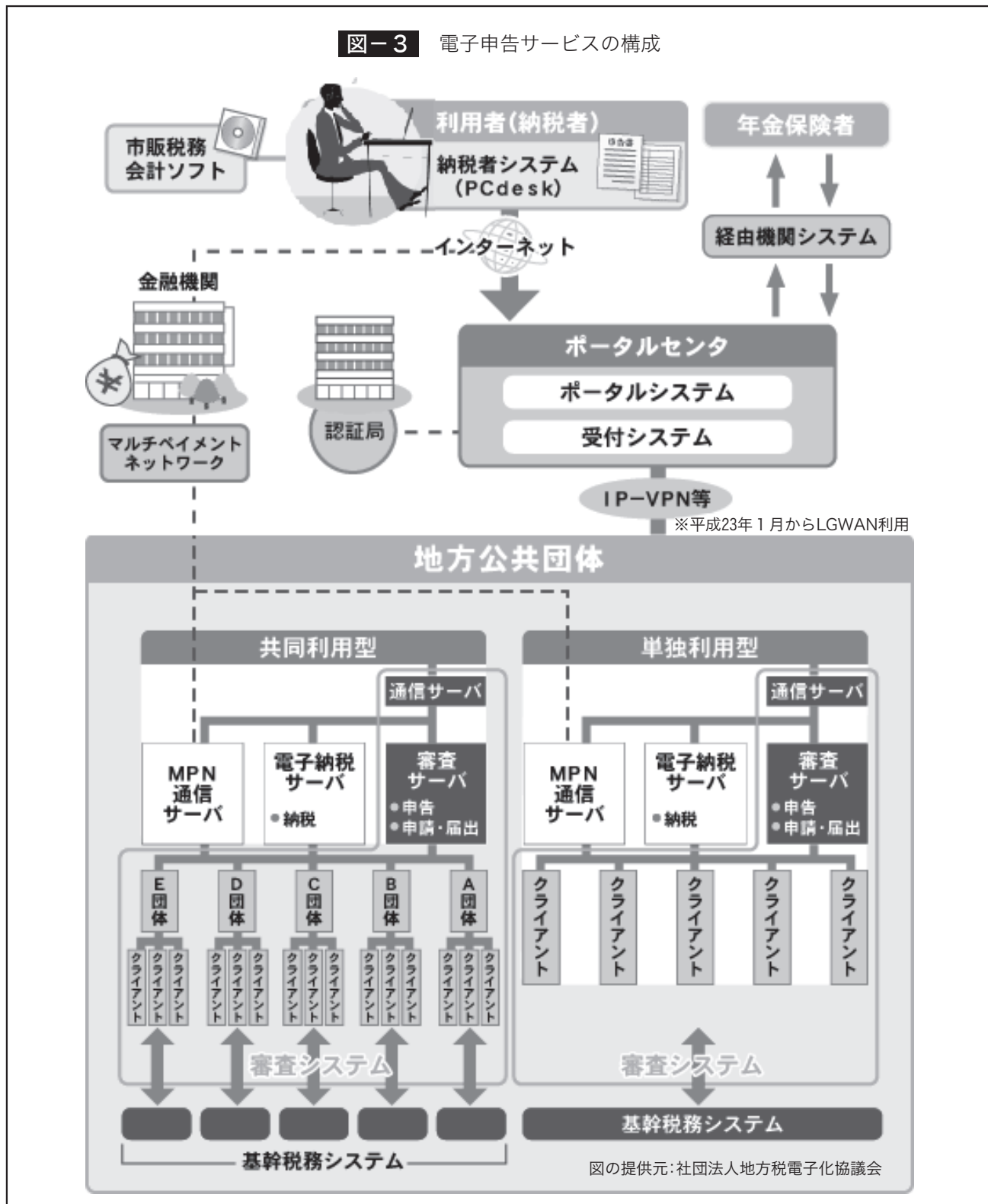
平成17年1月のeLTAX開始以降、当初は都道府

県及び一部の政令指定都市が電子申告サービスを開始しましたが、そのシステム形態は自らの団体に電子申告サーバを設置する「単独利用型」と呼ばれるもので、地方税ポータルセンタとの回線はIP-VPNを利用しています。

その後、民間事業者等から電子申告サービスが提供され、市区町村の利用が増加しました。そのシステム形態は民間事業者等に電子申告サーバを設置し地方公共団体が共同利用する「共同利用型」と呼ばれるもので、地方税ポータルセンタと共同利用型の審査サーバ間の回線はIP-VPNを利用し、共同利用型の審査サーバと地方公共団体間の回線はLGWAN及びIP-VPNを利用しています（図-3）。

なお、LGWANを利用する電子申告サービスは、

図-3 電子申告サービスの構成

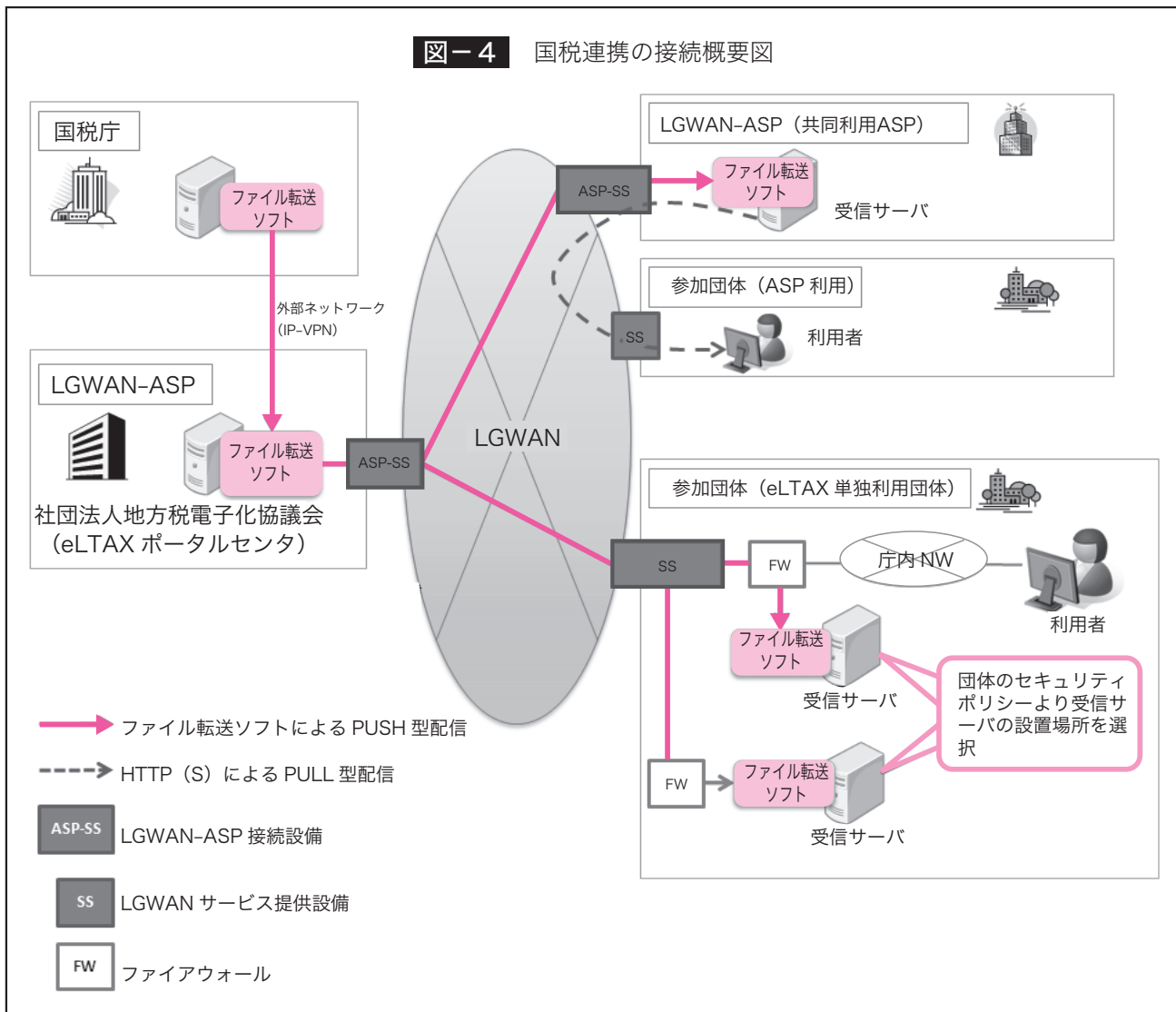


LGWAN-ASPアプリケーション及びコンテンツサービスとして、地方公共団体に提供されるものになりますが、対象サービスの概要や問い合わせ先

はLGWAN-ASPサービスリストに掲載しています。
(URL： http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/lgw/asp/lgwan-asp_ap_servicelist_syubetsu.htm)



図-4 国税連携の接続概要図



(2) 今後のeLTAXネットワークはLGWANに一元化へ

平成23年1月から開始される国税連携については、サービス開始時からLGWAN-ASPとして、全面的にLGWANを利用して行われます。また、電子申告サービスについては、IP-VPNからLGWANに切り替えることが計画されています。これによりeLTAXネットワークの一元化が実現され、従来の運営方式に比較し、大幅なコスト縮減に繋がるものと期待されているところです。なお、eLTAXネットワークのLGWAN一元化の予定スケジュールは、次のとおりです。

- ・平成22年11月：新地方税ポータルセンタのLGWAN

接続

- ・平成23年1月：国税連携稼働(LGWAN全面利用)及び電子申告サービスのLGWAN切り替え
- ・平成23年5月：電子申告サービスのLGWAN切り替え

4 国税連携におけるLGWAN接続について

(1) 国税連携の接続形態

国税連携では、国税庁から国税連携ポータルセンターを経由し地方公共団体へ所得税確定申告データが送付されますが、LGWANにおいては、図-4の



とおり、国税連携ポータルセンターを運営している社団法人地方税電子化協議会がLGWAN-ASPサービス提供者となり、国税連携用の受信サーバを設置する「共同利用型」ASP事業者及び「単独利用型」団体へ一斉配信を行います。参加団体が国税連携のデータを受信するには、「共同利用型」ASPサービスの利用者となるケースと「単独利用型」団体になるケースから選択し、必要に応じて参加団体内の庁内ネットワークを整備します。なお、「共同利用型」ASPサービスを利用する地方公共団体は、LGWAN運営主体に提出する申請はありませんが、「単独利用型」団体になる地方公共団体は、自らの団体向けにASPサービスを提供する形態になるため、LGWAN運営主体に対し、「セルフASPサービス」の接続申請が必要になります。

(2)「国税連携に関する情報」の専用ページの開設について

国税連携は全国的な制度改正によるシステム化対応で、地方公共団体は本稼働までの限られた期間内に庁内ネットワークの整備や基幹システムの改修等を行わなければなりません。特に「単独利用型」団体においては、国税連携用の受信サーバの設置、庁内ネットワークの整備及びLGWAN運営主体への接続申込み手続き等を行わなければならないため、対象団体は一時的に作業負荷が増大するものと予想されます。そのため、「単独利用型」団体の申込み手続き等の作業効率化を図るため、国税連携に係る情報やLGWAN-ASPに関する申込み手続き等を取

りまとめた「国税連携に関する情報」の専用ページを総合行政ネットワークポータルサイトに掲載しました（URL：<http://center.lgwan.jp/information/eltax/eltax.html>）。

その専用ページには関連資料や申込書様式の他、LGWAN運営主体からの通知、FAQ及び問い合わせ先も掲載していますので、国税連携におけるLGWAN接続対応の際は、引き続き活用していただきたいと思います。

5 eLTAXのLGWANにもたらす効果

参加団体における基幹業務（バックオフィス系）において、国の機関と連携し、LGWAN利用により、全国すべての地方公共団体に一斉展開するのは、eLTAXが実質初めてのケースとなるため、その動向が注目されています。特に国税連携は地方税法等の法律に基づいて施行されるものであり、運用に利用されるネットワークについては、セキュリティ対策を十分に施し、安全性や信頼性については、万全の態勢で臨む必要があります。

一方、参加団体においても、国税連携の実施に当たりLGWANに接続するアクセス回線の増強及び基幹系ネットワークのLGWAN連携対応等を必要に応じて整備が進められているところにあります。このように、eLTAXのLGWAN適用は、参加団体の組織内ネットワークを含めたLGWANの新たな利活用に繋がるものとして大きな期待が寄せられるところです。

LGWAN-ASPサービス接続／登録状況（平成22年8月13日現在）

LGWAN-ASPサービス提供者の接続／登録状況は次のとおりです。

■アプリケーション及びコンテンツ	登録	185件	■ホスティング	接続	104件
■通信	登録	158件	■ファシリティ	登録	203件

接続／登録済のLGWAN-ASPサービス提供者のリストは、下記URLに掲載しております。

<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/15,041.html>